

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部改正

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第四条 この省令において「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。</p> <p>2 この省令において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）</p> <p>二 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）</p> <p>3 この省令において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三</p>	<p>（定義）</p> <p>第四条 この省令において「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。</p> <p>2 この省令において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）</p> <p>二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及び商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引</p> <p>3 この省令において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三</p>

号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホ及びトに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（金商法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号及び第十一条第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

4 この省令において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）

二 商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）

三 前二号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場取引以外の取引に限る。）

5 この省令において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第四

号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホに掲げる取引に限る。）及び外国商品市場における類似の取引

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（金商法第二条第十七項に規定する取引所金融市場をいう。）、外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号及び第十一條第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

4 この省令において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）

（新設）

二 前号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場取引以外の取引に限る。）

5 この省令において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第四

号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第五号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第四号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号へに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第六号に掲げる取引に限る。）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引

6 この省令において「その他のデリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第六号及び第七号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第五号及び第六号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 前号に掲げる取引に類似する取引

7 この省令において「デリバティブ取引」とは、第二項から前項までに規定する取引をいう。

8 この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 機構の役員（理事長、副理事長、理事及び監事をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。）

号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第五号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第四号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 当事者が取引の対象として定めた商品の取引数量について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた価格に基づき金銭の支払を相互に約束する取引

三 前二号に掲げる取引に類似する取引

6 この省令において「その他のデリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 金商法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第六号及び第七号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第五号及び第六号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 前号に掲げる取引に類似する取引

7 この省令において「デリバティブ取引」とは、第二項から前項までに規定する取引をいう。

8 この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 機構の役員（理事長、副理事長、理事及び監事をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。）

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

三 役員のための共済年金（機構と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

9 この省令において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。

10 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。）の合計額をいう。

11 この省令において「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。

12 この省令において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。

13 この省令において「その他有価証券」とは、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券以外の有価証券をいう。

14 この省令において、「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。第九条の二第三項において同じ。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。同項において同じ。）をいう。

15 この省令において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たって採用し

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

三 役員のための共済年金（機構と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

9 この省令において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。

10 この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。）の合計額をいう。

11 この省令において「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。

12 この省令において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債券その他の債券
をいう。

13 この省令において「その他有価証券」とは、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券以外の有価証券をいう。

14 この省令において、「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。第九条の二第三項において同じ。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。同項において同じ。）をいう。

（新設）

た会計処理の原則及び手続をいう。

16| この省令において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

(新設)

17| この省令において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

(新設)

18| この省令において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

(新設)

19| この省令において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

(新設)

20| この省令において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たって行つた会計上の見積りを変更することをいう。

(新設)

21| この省令において「誤謬」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

(新設)

22| この省令において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

(新設)

23| この省令において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

(新設)

(重要な会計方針の注記)

第五条 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 有価証券の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 繰延資産の処理方法

四 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

五 引当金の計上基準

六 収益及び費用の計上基準

七 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第十一条第三項において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第十一条第一項及び第三項において同じ。）の方法

八 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

(重要な会計方針の記載)

第五条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 有価証券の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 繰延資産の処理方法

四 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

五 引当金の計上基準

六 収益及び費用の計上基準

七 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第十一条第三項において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第十一条第一項及び第三項において同じ。）の方法

八 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

九 地方公共団体健全化基金（以下「基金」という。）の会計処理
十 金利変動準備金の会計処理

十一 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第六条 会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2| 前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

四 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

五 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由

九 地方公共団体健全化基金（以下「基金」という。）の会計処理
十 金利変動準備金の会計処理

十一 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（会計方針の変更に関する記載）

第六条 会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

一 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

二 表示方法を変更した場合には、その内容

三 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

六 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四 当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第六条の二 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行った正当な理由

三 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を

（新設）

注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
 - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
 - 四 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定すること
が実務上不可能な旨
 - 五 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定すること
が実務上不可能な理由
 - 六 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第六条の三 既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称及びその概要
- 二 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）
- 三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

(表示方法の変更に関する注記)

第六条の四 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しな

(新設)

(新設)

なければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 表示方法の変更の内容
- 二 表示方法の変更を行った理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第六条の五 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 財務諸表に対する影響額
- 三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額
 - ロ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第六条の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性

(新設)

(新設)

の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行った正当な理由

三 財務諸表に対する影響額

四 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合

ロ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合

困難な場合

その旨

(修正再表示に関する注記)

第六条の七

修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(金融商品に関する注記)

第九条の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(金融商品に関する注記)

第九条の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

九

(新設)

第九条の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(金融商品に関する注記)

第九条の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

九

一 誤謬の内容

二

- 一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 金融商品に対する取組方針
 - ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
 - ハ 金融商品に係るリスク管理体制
 - 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
 - ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
 - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
 - ニ 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
 - ホ ロからニまでに掲げる事項に関する説明
- 2 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
- 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である場合にあっては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（金商法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。））において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性があるときには、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記し

- 一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 金融商品に対する取組方針
 - ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
 - ハ 金融商品に係るリスク管理体制
 - 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
 - ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
 - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
 - ニ 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
 - ホ ロからニまでに掲げる事項に関する説明
- 2 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
- 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である場合にあっては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（金商法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。））において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性があるときには、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記し

なければならない。

一 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用して
いる金融商品 当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報
二 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用して
いない金融商品 次のイ及びロに掲げる事項

イ そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用し
ていない旨

ロ 市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における
相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時
価の増減額及びこれに関連する情報

4 前項第二号ロに掲げる事項が、機構の市場リスクの実態を適切に反映し
ていない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

5 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するもの
を除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のある
ものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記
しなければならない。

6 地方公共団体金融機構債券、長期借入金、リース債務及びその他の負債
であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定
の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が様
式第二号の地方公共団体金融機構債券等明細書又は借入金等明細書に記載
されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

（有価証券に関する注記）

なければならない。

一 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用して
いる金融商品 当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報
二 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用して
いない金融商品 次のイ及びロに掲げる事項

イ そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用し
ていない旨

ロ 市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における
相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時
価の増減額及びこれに関連する情報

4 前項第二号ロに掲げる事項が、機構の市場リスクの実態を適切に反映し
ていない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

5 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するもの
を除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のある
ものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記
しなければならない。

6 地方公共団体金融機構債券、長期借入金、リース債務及びその他の負債
であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定
の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が様
式第二号の地方公共団体金融機構債券等明細書又は借入金等明細書に記載
されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

（有価証券に関する注記）

第十条 前条に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる

有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券 当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時ににおける当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券 当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三 その他有価証券 有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第五号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事

項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

第十条 前条に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる

有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券 当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時ににおける当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券 当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三 その他有価証券 有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第五号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事

項

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 取得原価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

四 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券 債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五 当該事業年度中に売却したその他有価証券 有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2 当該事業年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券及びその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(削る)

ロ 取得原価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

四 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券 債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五 当該事業年度中に売却したその他有価証券 有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2 当該事業年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券及びその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3

流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、当該事業年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくはその他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更したときは、

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ その概要

ロ 保有目的を変更した日及び変更の理由

ハ 当該事業年度における損益

ては、注記を省略することができる。

(注記の方法)

第十五条 第五条の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第六条及び第六条の二の規定による注記は、第五条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この省令の規定により記載すべき注記(第五条から第六条の二までの規定による注記を除く。)は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として記載することが適当であると認められるものを除き、第六条及び第六条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第五条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第五条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5 この省令の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(監査報告書等の記載事項)

ては、注記を省略することができる。

(注記の方法)

第十五条 (新設)

(新設)

1 この省令の規定により記載すべき注記

は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として記載することが適当であると認められるものを除き、第五条及び第六条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、第五条の規定による記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第五条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この省令の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(監査報告書等の記載事項)

第二十六条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 監査の対象

ロ 理事長の責任

ハ 監査を実施した会計監査人の責任

二 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点にお

第二十六条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 監査の対象

ロ 実施した監査の概要

（新設）

ハ 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点にお

いて適正に表示しているかどうかについての意見

ホ 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているかどうかについての意見

ヘ 追記情報

ト 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二 中間監査報告書 次に掲げる事項

イ 中間監査の対象

ロ 実施した中間監査の概要

ハ 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

二 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となった財務諸表等の範囲について記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

いて適正に表示しているかどうかについての意見

二 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているかどうかについての意見

ホ 追記情報

ヘ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二 中間監査報告書 次に掲げる事項

イ 中間監査の対象

ロ 実施した中間監査の概要

ハ 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

二 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号イに定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となった財務諸表等の範囲

二 財務諸表等の作成責任は理事長にあること。

三 監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

3 第一項第一号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 財務諸表等の作成責任は理事長にあること。
- 二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

4 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 三 監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
- 五 監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

3 第一項第一号ロに定める監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

- 一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 監査の基準は会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 三 監査は試査を基礎として行われていること。
- 四 監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること。

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

(新設)

と。

七 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5 第一項第一号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

6 第一項第一号ホに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従

4 第一項第一号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかった事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

5 第一項第一号ニに記載する事項は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従

って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨

- 二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった決算報告書が、除外事項を除き、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が決算報告書に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

- 三 不適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していないものと認められる旨及びその理由

- 7 第一項第一号へに掲げる事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び
会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

- 8 第一項第二号イに定める中間監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲
- 二 中間財務諸表の作成責任は理事長にあること。
- 三 中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

- 9 第一項第二号ロに定める中間監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

- 一 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 中間監査の基準は会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務

って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨

- 二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった決算報告書が、除外事項を除き、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が決算報告書に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかった事実 が影響する事項

- 三 不適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していないものと認められる旨及びその理由

- 6 第一項第一号ホに定める事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した会計監査人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載 するものとする。

- 7 第一項第二号イに定める中間監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲
- 二 中間財務諸表の作成責任は理事長にあること。
- 三 中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

- 8 第一項第二号ロに定める中間監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

- 一 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 中間監査の基準は会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務

諸表の有用な表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四 中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

10| 第一項第二号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表に与えている影響又は重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項

三 中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨及びその理由

11| 第一項第二号ニに定める事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象

諸表の有用な表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四 中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

9| 第一項第二号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表に与えている影響又は重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項

三 中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨及びその理由

10| 第一項第二号ニに定める事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象

等で、中間監査を実施した会計監査人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

(内部統制監査報告書の記載事項)

第三十二条 第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 内部統制監査の対象
二 理事長の責任

三 内部統制監査を実施した会計監査人の責任

四 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

五 追記情報

六 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象となつ

等で、中間監査を実施した会計監査人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

(内部統制監査報告書の記載事項)

第三十二条 第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 内部統制監査の対象
二 実施した内部統制監査の概要

(新設)

三 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

四 追記情報

五 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号に定める内部統制監査の対象は、次に掲げる事項

た内部統制報告書の範囲について記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

3 第一項第二号に掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は理事長にあること。

二 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

4 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。

について記載するものとする。

一 内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲

二 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成責任は理事長にあること。

三 内部統制監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。

四 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

3 第一項第二号に定める内部統制監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

一 内部統制監査が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して行われた旨

二 財務報告に係る内部統制の監査の基準は、内部統制監査を実施した会計監査人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 内部統制監査において実施した監査手続の概要

四 内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

(新設)

- 二 内部統制監査に当たって、会計監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。
 - 三 財務報告に係る内部統制の監査の基準は、会計監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。
 - 四 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。
 - 五 内部統制監査は、理事長が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。
 - 六 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、会計監査人の判断によること。
 - 七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。
- 5 第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - 二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる

- 4 第一項第三号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - 二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる

旨並びに除外した不適切な事項及び当該除外事項が財務諸表監査に及ぼす影響又は実施できなかった重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響

三 不適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響

6 | 第一項第五号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した会計監査人が強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

三 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

四 内部統制報告書において、理事長の評価手続の一部が実施できなかったことについて、やむを得ない事情によると認められるとして無限定適正意見を表明する場合において、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由

7 | 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第四号の 意見を表明するための 基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の 意見の表明をしない旨及

旨並びに除外 事項及び当該除外事項が財務諸表監査に及ぼす影響

三 不適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響

5 | 第一項第四号に定める事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した会計監査人が説明又は強調 することが適当と判断した事項について記載 するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある旨及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

三 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

四 内部統制報告書において、理事長の評価手続の一部が実施できなかったことについて、やむを得ない事情によると認められるとして無限定適正意見を表明する場合において、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由

6 | 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める意見の表明をしない旨及

びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。